

新旧条文対照表

組合規約	
新	旧
<p>(組合会招集の手続)</p> <p>第17条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。</p> <p>2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。</p> <p><u>3 組合会はテレビ会議システム及びweb 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。</u></p>	<p>(組合会招集の手続)</p> <p>第17条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。</p> <p>2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。</p>
<p>(組合会の傍聴)</p> <p>第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は<u>会議システムにより組合会を開催したときは</u>、この限りでない。</p>	<p>(組合会の傍聴)</p> <p>第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。</p>

(組合会の議決事項)

第21条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5) その他重要な事項

2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第18条第1項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(組合会の議決事項)

第21条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5) その他重要な事項

(会議録の作成)第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1)開会の日時及び場所

(2)議員の定数

(3)出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名

(4)議事の要領

(5)議決した事項及びその賛否の数

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

(1)会議システムで組合会を開催した旨

(2)会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨

(3)システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨

(4)会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

(会議録の作成)第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1)開会の日時及び場所

(2)議員の定数

(3)出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名

(4)議事の要領

(5)議決した事項及びその賛否の数

2 テレビ会議により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

(1)テレビ会議で組合会を開催した旨

(2)テレビ会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨

(3)システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨

(4)テレビ会議に参加した組合会議員の氏名及び場所

3 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

(理事会の招集の手続き)

第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の6日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、監事について準用する。

5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の6日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、監事について準用する。

(理事会の議事)第31条 理事会は、理事 定数 の半数 以上 が出席しなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。

(1)理事の疾病、負傷

(2)理事に係る災害又は交通途絶

(3)災害等の発生による外出自粛要請

7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の議事)第31条 理事会は、理事 定数 の半数 以上 が出席しなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

<p>(理事長の専決)</p> <p>第36条 理事長は、<u>施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</u></p>	<p>(理事長の専決)</p> <p>第36条 理事長は、<u>健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)</u>第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>第1条 <u>この規約の変更は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	

組合会会議規則

新	旧
<p>第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、<u>会議システム</u>により出席することができる。</p>	<p>第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、<u>テレビ会議システム</u>により出席することができる。</p>
<p>第8条 <u>会議システム</u>による組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。</p>	<p>第8条 <u>テレビ会議システム</u>による組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則の改正は、令和3年4月1日から施行する</u></p>	

被保険者証管理規程

新	旧
(無効証及び廃棄処分) 第6条 被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者証は第一面に回収日及び公印に「×」印を記入して廃棄するものとする。	(無効証及び廃棄処分) 第6条 被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者証は第一面に無効表示を行った後、廃棄するものとする。
<u>附 則</u> この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する	

健診費用等利用規程

新	旧
(健診等の種類と利用資格) 第2条 (略) (基本健診) (1) 定期健診 34歳以下の <u>一般被保険者と20歳以上34歳以下の任意継続被保険者と被扶養者</u> (2)から(4)略 (オプション検査) (5) 婦人科検査 <u>20歳以上の女性の被保険者・被扶養者</u> (6)から(17)略	(健診等の種類と利用資格) 第2条 (略) (基本健診) (1) 定期健診 34歳以下の被保険者・被扶養者 (2)から(4)略 (オプション検査) (5) 婦人科検査 30歳以上の女性の被保険者・被扶養者 (6)から(17)略
<u>附 則</u> この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する	

インフルエンザ予防接種費用補助金支給規程

新	旧
<p>(補助内容)</p> <p>第4条 補助金額は本年度一人当たり2,300円を上限とする。</p> <p>(1) 補助は指定期間内に1回を限度とする。<u>但し、13歳未満の子が医師の判断で2回接種する場合は合算することが出来る。</u></p>	<p>(補助内容)</p> <p>第4条 補助金額は本年度一人当たり2,300円を上限とする。</p> <p>(1) 補助は指定期間内に1回を限度とする。医師の判断で2回接種する場合もいずれか1回分とする。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する</u></p>	

【改訂前】レセプトオンライン請求システムに係る安全対策の規程(例)

【改訂後】健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システム及びレセプトオンライン請求システムに係る安全対策の規程(例)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、〇〇健康保険組合(以下「当組合」という。)において、<u>健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システム及びオンライン請求システム(以下「両システム」)</u>で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取り扱い並びに管理に関する事項を定め、被保険者(及び被扶養者)の氏名や傷病名等の慎重な取り扱いを要する個人情報を適切に保護し、業務を円滑に遂行できることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、〇〇健康保険組合(以下「当組合」という。)において、オンライン請求システムで使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取り扱い並びに管理に関する事項を定め、被保険者(及び被扶養者)の氏名や傷病名等の慎重な取り扱いを要する個人情報を適切に保護し、業務を円滑に遂行できることを目的とする。</p>

<p>(組織・体制)</p> <p>第2条 当組合にシステム管理者を置き、理事長をもってこれに充てる。</p> <p>3 両システムを円滑に運用し、責任の所在を明確にするため、両システムに関する情報管理及び運用について、それぞれのシステム毎に情報管理及び運用のそれぞれを担当する責任者(情報管理責任者及び運用責任者)を置く。</p>	<p>(組織・体制)</p> <p>第2条 当組合にオンライン請求システム管理者(以下「システム管理」という)を置き、理事長をもってこれに充てる。</p> <p>2 理事長は必要な場合、システム管理者を別に指名することができる。</p> <p>3 オンライン請求システムを円滑に運用し、責任の所在を明確にするため、オンライン請求システムに関する情報管理及び運用について、それぞれを担当する責任者(情報管理責任者及び運用責任者)を置く。</p> <p>4 情報管理責任者及び運用責任者は、理事長が指名することができる。</p> <p>5 システム管理者は緊急時及び災害時の連絡、復旧体制並びに回復手順を定め、非常時においても参照できるように保存し、保管する。</p>
<p>(情報の分類と管理)</p> <p>第3条 情報管理責任者は、両システムで取り扱う情報について、組織内で重要度の度合いを共有するため、各々の情報の機密性を踏まえ、次の重要性分類に従って分類する。</p> <p>2 両システムで取り扱う情報について、ファイル名又は記録媒体等に情報の分類が分かるように表示をする等適切な管理を行わなければならない。</p>	<p>(情報の分類と管理)</p> <p>第3条 情報管理責任者は、オンライン請求システムで取り扱う情報について、組織内で重要度の度合いを共有するため、各々の情報の機密性を踏まえ、次の重要性分類に従って分類する。</p> <p>2 オンライン請求システムで取り扱う情報について、ファイル名又は記録媒体等に情報の分類が分かるように表示をする等適切な管理を行わなければならない。</p>
<p>(受信機器の設置場所等)</p> <p>第4条 両システムの受信機器を設置する場所を、パーティション等で仕切るか又は受信機器に覆いをするか等により、関係者以外の者が機器に接しないようにする。</p> <p>2 両システムの受信機器は、社会保険手続業務及びオンライン請求業務のみに使用する。したがって、業務に必要とするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールしない。</p>	<p>(受信機器の設置場所等)</p> <p>第4条 オンライン請求システムの受信機器を設置する場所を、パーティション等で仕切るか又は受信機器に覆いをするか等により、関係者以外の者が機器に接しないようにする。</p> <p>2 オンライン請求システムの受信機器は、オンライン請求業務のみに使用する。したがって、業務に必要とするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールしない。</p>

<p>(利用者の責務)</p> <p>第5条 利用者は、本規程、<u>健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システムの実施手順(マニュアル)</u>及びオンライン請求システムの実施手順(マニュアル)に定められている事項を遵守すること。</p> <p>5 利用者は、個人情報の漏えい及び改ざんが生じた場合、並びにそれらが生じる恐れがある場合には、速やかに運用責任者に連絡し、その指示に従うこと。</p>	<p>(利用者の責務)</p> <p>第5条 利用者は、本規程及びオンライン請求システムの実施手順(マニュアル)に定められている事項を遵守すること。</p> <p>5 利用者は、個人情報の漏洩及び改竄が生じた場合、並びにそれらが生じる恐れがある場合には、速やかに運用責任者に連絡し、その指示に従うこと。</p>
<p>(システム管理者の責務)</p> <p>第6条 システム管理者は、<u>両システム</u>に関する受信機器の設定変更、更新を行う管理者権限等これらの運用における最終的な責任を負うこと。</p> <p>2 システム管理者は、受信機器やソフトウェアに変更があった場合においても、利用者が<u>社会保険手続及びオンライン請求業務の遂行を継続的に</u>できるよう環境を整備すること。</p> <p>3 システム管理者は、<u>両システムを正しく利用させ、個人情報及び重要情報の思わぬ漏えいを防ぐために、運用方法について、教育・訓練計画等を定めた上で、利用者の教育と訓練を行うものとする。</u></p>	<p>(システム管理者の責務)</p> <p>第6条 システム管理者は、オンライン請求システムに関する受信機器の設定変更、更新を行う管理者権限等これらの運用における最終的な責任を負うこと。</p> <p>2 システム管理者は、受信機器やソフトウェアに変更があった場合においても、利用者がオンライン請求業務の遂行を断続的にできるよう環境を整備すること。</p> <p>3 システム管理者は、オンライン請求システムを正しく利用させるため、利用者の教育と訓練を行うこと。</p>
<p>(運用)</p> <p>第8条 システム管理者は、<u>両システム</u>の取り扱いについて実施手順(マニュアル)を整備し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態にしておく。</p>	<p>(運用)</p> <p>第8条 システム管理者は、オンライン請求システムの取り扱いについて実施手順(マニュアル)を整備し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態にしておく。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する</u></p>	